

平成29年

第 9 回

三戸町農業委員会総会議事録

平成29年9月13日(水) 開催
於 三戸町役場4階会議室

三戸町農業委員会

1. 開催日時 平成29年9月13日(水) 午前9時0分 から 午前9時30分

2. 開催場所 三戸町役場4階会議室

3. 出席委員 13名

会長	14番	梅田 晃
会長職務代理者	13番	戸花 進
委員	1番	松原 一夫
委員	2番	老久保 まゆみ
委員	3番	野中 京子
委員	4番	一ノ渡 重義
委員		番
委員	6番	白山 英昭
委員	7番	神谷 陽一
委員	8番	山田 敏実
委員	9番	沼邊 義雄
委員	10番	新田 豊
委員	11番	山下 正一
委員	12番	山下 泰弘

4. 欠席委員 1名

委員	5番	照井 秀美
委員		番
委員		番
委員		番

5. 現地調査報告 3名

推進委員	山端 巧
推進委員	竹原 広美
推進委員	佐々木 稔

6. 議事日程

第1	会議録署名者の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第34号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
第4	議案第35号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
第5	議案第36号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
第6	議案第37号 農用地利用集積計画の決定について
第7	議案第38号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	山下 猛
主査	平谷 賢一
臨時職員	蝦名 加代子

8. 議事録署名委員

委員 3番 野中 京子

委員 4番 一ノ渡 重義

9. 会議の概要

議長
(梅田会長)

始礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

はじめに農業委員会憲章を唱和いたします。
1番松原委員から願います。

【全員で農業委員会憲章を唱和する。】

議長

ご着席願います。
只今の出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、只今から平成29年第9回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より指名いたします。
3番野中委員、4番一ノ渡委員のご両名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。
これにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本日の会議は、1日限りとすることに決定いたします。

議長

日程第3 議案第34号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第34号を議案書をもとに朗読】

事務局長

今回の農地法第3条の許可申請は、贈与による所有権移転1件です。

譲り渡し人は相続した農地を、県外在住であるため、自身での管理は難しく、肥培管理を依頼していた譲り受け人である親戚に、贈与したい旨を申し出たところ、譲り受け人が同意したものです。

なお、保有機械、農作業従事、地域調和、下限面積等の許可基準に問題は無いものです。

議長

農地法第3条の許可申請に係る、現地調査について、山端推進委員から報告をお願いします。

山端推進委員

現地調査について報告致します。

9月7日、午前9時半から、私と竹原推進委員、佐々木推進委員、および事務局とで、当事者立ち会いのもと現地調査を行いました。

番号18は、譲り渡し人は県外在住で相続した農地の管理が難しいため、実際に肥培管理していた親戚の譲り受け人に贈与するものです。

農地は、畔があり境界もはっきりとしているため、問題ないと見て参りました。

以上、簡単ではありますが報告いたします。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第34号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり認定することにいたします。

議長

日程第4 議案第35号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第35号を議案書をもとに朗読】

事務局長

本件は、農地法第4条による許可申請であり、自己所有の農地を、宅地に転用しようとするものです。

申請地は、周囲を宅地に囲まれた農地であり、自身の新居として、新たに住宅を建築したいとのことでした。

立地条件としては、住宅の用に供する施設が連たんしている区域であるため、「第3種農地」と判断いたしました。

一般基準では、資金証明の書類提出がある他、転用面積についても住宅用地の目安を下回っております。また、周囲を、宅地及び申請者の所有地に囲まれていることから、周辺農地への悪影響等も問題無いものです。

議長

農地法第4条の許可申請に係る現地調査について、山端推進委員から報告をお願いします。

山端推進委員

現地調査について報告致します。

9月7日、午前10時から、私と竹原推進委員、佐々木推進委員、及び事務局とで、当事者立ち会いのもと、現地調査を行いました。

番号2の場所は、南部バス営業所から田子方面へ行き、境ノ沢橋を渡りすぐ左折したところにある土地です。

申請人は、一般住宅を新築するため、所有農地を転用したいとのことでした。

現地調査の結果、申請面積は適正であり、境は生け垣などもあり、境界がはっきりとしているため問題は無く、農地転用はやむを得ないものと見て参りました。

以上、簡単ではありますが報告いたします。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第35号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は許可相当との意見を添え、県知事に送付することにいたします。

議長

日程第5 議案第36号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第36号を議案書をもとに朗読】

事務局長

本件は、譲り受け人が老後を兄弟の側で過ごしたいと考え、坂道の無い条件の良い場所を探していたものです。

申請では、自宅及び駐車スペースとして車庫を新築する計画となっております。

立地条件としては、都市計画上の第一種住居地域に位置しているため、「第3種農地」と判断いたしました。

また、一般基準では、資金面、取得面積、周辺への悪影響等も無いと考えられます。

議長

農地法第5条の許可申請に係る現地調査について、竹原推進委員から報告をお願いします。

竹原推進委員

現地調査について報告致します。

9月7日、午前9時から、私と山端推進委員、佐々木推進委員、及び事務局とで、当事者立ち会いのもと現地調査を行いました。

番号12の場所は、同心町地区の旧橋本産婦人科医院近くにある畑です。

申請人は、一般住宅を新築するため、土地を取得し農地を転用したいとのことでした。

現地調査の結果、申請面積は適正であり、周辺農地への営農に支障をきたす恐れもなく、農地転用はやむを得ないものと見て参りました。

以上、簡単ではありますが報告いたします。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第36号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は許可相当との意見を添え、県知事に送付することにいたします。

議長

日程第6 議案第37号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第37号を議案書をもとに朗読】

事務局長

本件は、農地中間管理機構との契約に係る農用地利用集積計画を審議・決定いただくものです。

番号12は、貸出人は経営規模縮小考えており、規模拡大を目指す借受予定者がこれに応じたものです。このため、今後、機構を通じ借受予定者へ利用権が設定されることとなります。

なお、本件は、所有農地すべてを中間管理機構に貸付けするため、「耕作者集積協力金」の対象となり、マッチング後に機構集積協力金が交付される予定となっております。

議長

それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第37号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認し決定することに致します。

議長

日程第7 議案第38号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第38号を議案書をもとに朗読】

事務局長

本案は、町長からの整備計画変更に係る意見要請に応じ、農用地区域からの除外について審議いただくものです。

番号4は、申請者が経営する自動車整備工場にて廃車置き場として利用して土地の使用できなくなり、代わりに自身が所有する農地を転用し使用したいとのことでした。

立地条件としては「その他の農地(第2種農地)」と判断されます。他に活用できる所有地が無いため申請地を選定したものであります。

一般基準に関しては、申請地の隣接農地とは1メートルほどの傾斜地やフェンスにより隔たれており、影響は無いものと考えております。

次に番号5についてですが、申請内容としては、携帯電話基地局の設置にあたり、目的エリアをカバーする電波調査を行った結果、当該申請地が最適と判断されたため、設置に必要な12㎡を農用地区域から除外しようとするものです。

本件については、認定電気通信事業者が行う中継施設の設置に当たるため、農地法施行規則第29条第16号の規定により、農地法の規定上、転用許可は不要となっているうえ、事業の必要性も高く、除外面積を必要最小限に抑えるなど、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼす恐れも無いことから、農用地区域からの除外はやむを得ないものと考えられます。

議長

農用地区域からの除外に係る現地調査について、佐々木推進委員から報告をお願いします。

佐々木推進委員

現地調査について報告いたします。

始めに、番号4の場所は、玉ノ木集会所から南に300メートルほど行ったところにある農地で、現在、廃車置き場としていた土地が利用できなくなり、自己所有地を新たな廃車置き場にしたいとのことでした。

現地調査の結果は、境にフェンスや段差が有り、隣地との境界もはっきりしており、周辺農地への営農にも影響を及ぼす恐れは無いと見て参りました。

次に、番号5の場所は、梅内小中島地区にある遠小橋から南へ200メートルほど行ったところにある農地で、申請者の調査により携帯電話の通話品質等向上のため基地局を設置する必要があるとのことでした。

現地調査の結果、境に段差や建物も有り、隣地との境界もはっきりしているため、問題は無いものと見て参りました。

以上、簡単ではありますが報告いたします。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

山下正一委員

番号4について、場所はどの辺になりますか。

事務局

農免道路の玉ノ木地区から300メートル進んだ、一軒家の隣の土地となります。

山下正一委員

スクラップ置き場となると周りを囲うなどの対応が必要となる。
何年かたつとひどくなるので管理をしっかりとやらしてもらえば良いと思います。

議長

その他、ご意見等ございませんか。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第38号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することとして、町長に意見書を送付いたします。

議長

以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

これもちまして、平成29年第9回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。
終礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

終了 午前9時30分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名押印する。

平成29年9月13日

議長

梅田 晃

会長 14 番

印

会議録署名者

野中 京子

委員 3 番

印

会議録署名者

一ノ瀬 重義

委員 4 番

印